

## 一般社団法人 日本作業療法士協会

## COVID-19 影響下における対面会議の禁止及び開催の基準 / 協会会議室の使用基準

【Ver.2】

COVID-19 の影響下における当会事業にかかる各部・委員会等の会議・打合せ等は、Web 会議システムを用いた開催を第一優先としてください。対面での会議を開催する場合は、以下の I に示す基準に基づき、招集する部長・委員長等の責任者が会議の必要性について十分に検討し、参加を「希望しない」／「参加できない」者のために Web 会議システムを併用することを標準として、必要な手続きを行ってください。

なお、この基準は、今後の患者発生状況や国・都道府県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。

## I. COVID-19 影響下における対面会議およびハイブリッド会議の開催基準等

## 1. 対面会議・ハイブリッド会議の開催基準について

以下は、【対面会議の禁止（Web 会議のみ）】または【対面会議の開催可（Web および対面によるハイブリッド会議）】の基準とする。

## 【対面会議の禁止（Web 会議のみ）】

- ①国全体の緊急事態宣言や会議開催地の都道府県における緊急事態宣言・アラート等の発令時
- ②会議開催地域の感染状況が、次の（1）～（3）のいずれか一つにでも該当する場合
  - （1）直近 1 週間の 10 万人あたりの陽性者数：2.5 以上
  - （2）直近 1 週間とその前 1 週間の比：1.0 以上
  - （3）感染経路不明な者の割合：50%以上

## 【対面会議の開催可（Web と対面によるハイブリッド会議）】

会議開催地域の感染状況が基準を満たして、「COVID-19 影響下における対面会議開催申請書」を提出し開催が認められた場合、以下は参加予定者の対面会議への参加禁止（Web 参加）の基準とする。

- ①参加予定者の都道府県に緊急事態宣言やアラート等の発令時
- ②参加予定者の都道府県をまたぐ移動の自粛要請時
- ③参加予定者の居住・勤務先の地域等の感染状況が、次の（1）～（3）のいずれか一つにでも該当する場合
  - （1）直近 1 週間の 10 万人あたりの陽性者数：2.5 以上
  - （2）直近 1 週間とその前 1 週間の比：1.0 以上
  - （3）感染経路不明な者の割合：50%以上

※各都道府県の（1）（2）（3）の数値は、（参考）厚生労働省：都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）の 6 指標をご参照ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00035.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html)

## 2. 対面会議の開催基準及び開催手続きについて

「1.対面会議・ハイブリッド会議の開催基準について」の【対面会議の禁止（Web 会議のみ）】①～②に該当がないことを条件とし、会議を招集する部長・委員長等の責任者が十分に対面会議の開催の必要性を検討する。その上で対面会議の開催が必要と判断された場合、別紙「COVID-19 影響下における対面会議開催申請書」を作成し、会議開催の 2 週間前を目途に事務局へ提出する。その申請書を受け、会長・事務局長が必要性を認めた場合は対面会議を行うことができる。

## 3. 対面会議開催時の留意事項

- ① 手洗いの徹底を呼びかける。
- ② 会場の入口等に手指の消毒設備を設置する。
- ③ 会議参加者のマスク着用を必須とする。
- ④ 咳エチケットの励行を呼びかける。
- ⑤ 会議の合間に適度な休憩時間を設け、換気を十分に行う（1 時間に 10 分程度）。
- ⑥ 参加者の検温による発熱者の特定などを行い、軽度であっても発熱や咳・咽頭痛などの症状がある方は参加をお断りする（事前に周知する）。
- ⑦ 2 週間以内に国外（感染流行国）や国内の集団感染施設等に旅行・出張した方は、参加を控えてもらうよう事前に周知する。
- ⑧ 会場及び待合場所等における 3 つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する。
- ⑨ 人との人と間隔を 2m 目安に確保する。特に基礎疾患がある方に配慮する。
- ⑩ 大声での発声、歌唱、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する。
- ⑪ 感染が発生した場合に備え、会議参加者の名簿（議事録）を作成し、連絡先を適正に管理する。
- ⑫ 会議開催の前後や休憩時間などの交流を極力控えるよう呼びかける。
- ⑬ 厚生労働省が配信する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを奨励する。
- ⑭ 対面会議では参加を希望しない／参加できない者のために Web 会議システムを併用する。
- ⑮ 会議開催の前後に懇親会は行わない。

## 4. 会議室の使用可能人数と座席配置について

- ① 会議室の本来の収容人数の 50%程度を目安として、会場選定を行う。
- ② 貸会議室等で、すでに COVID-19 影響下での定員を再設定している場合は、それに従う。
- ③ 十分なソーシャルディスタンスおよび飛沫感染防止を意識した会場レイアウトを行う。  
※下記、協会会議室の座席レイアウトを参照にレイアウトの工夫をお願いいたします。

## II. COVID-19 影響下における協会会議室の使用基準

### 1. 協会会議室の定員基準

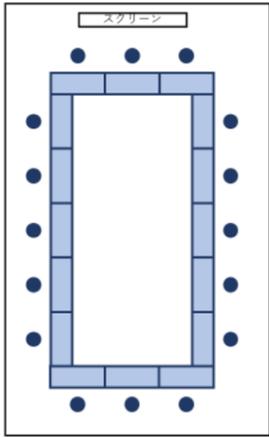
- ・以下に示す定員を超える会議等は開催することができません。
- ・ソーシャルディスタンスおよび飛沫感染防止を意識した会場レイアウトを行い、会議を開催してください。

会議室	定員 (収容率 50%程度以内)	面積	備考
10階 A-B 会議室	口の字 16名 スクール 20名	97 m <sup>2</sup>	口の字 (長机 16台) ※長机 1台につき 1名着席 スクール (長机 10台) ※長机の間隔を取って設置
10階 C 会議室	6名	37 m <sup>2</sup>	口の字 (長机 6台) ※長机 1台につき 1名着席
3階 301 会議室	口の字 12名 スクール 20名	82 m <sup>2</sup>	口の字 (長机 12台) ※長机 1台につき 1名着席 スクール (長机 10台) ※長机の間隔を取って設置
3階 302 会議室	5名	27 m <sup>2</sup>	口の字のみ

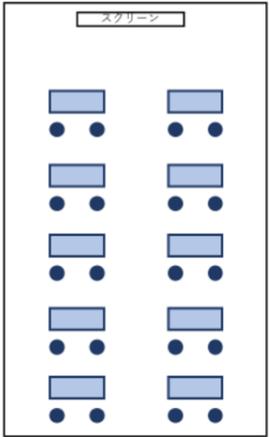
## 2. 協会会議室の座席レイアウト

### 【10階 A-B 会議室】

10階A-B会議室  
約97㎡  
口の字  
定員16名（長机16台）  
※長机1台につき1名着席

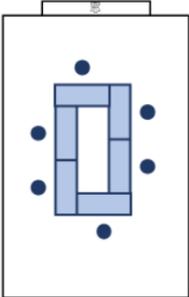


10階A-B会議室  
約97㎡  
スクール  
定員20名（長机10台）  
※長机の間隔を取って設置



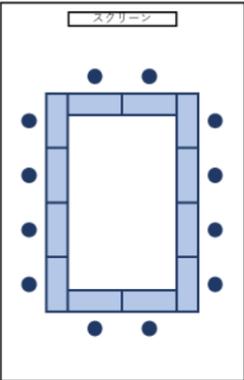
### 【10階 C 会議室】

10階C会議室  
約37㎡  
口の字  
定員6名（長机6台）  
※長机1台につき1名着席

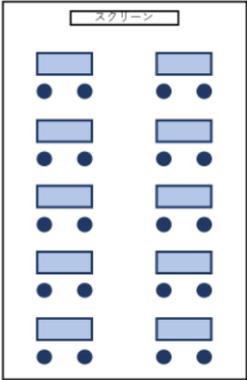


### 【3階 301 会議室】

3階301会議室  
約82㎡  
口の字  
定員12名（長机12台）  
※長机1台につき1名着席

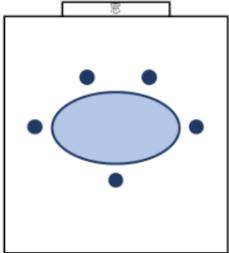


3階301会議室  
約82㎡  
スクール  
定員20名（長机10台）  
※長机の間隔を取って設置



### 【3階 302 会議室】

3階302会議室  
約27㎡  
口の字  
定員5名



(参考) 社会への協力要請を行うタイミングを検討するに当たっての目安

	人口	基準日 (新規感染者数(報告数)が10万人当たり 2.5人/週となる日)		(参考) 新規感染者数(報告数)が10万人当たり5 人/週となる日	
		新規感染者数(報告数)/週 <sup>*1</sup>	平均新規感染者数 (報告数)/日 <sup>*2</sup>	新規感染者数(報告数)/週 <sup>*3</sup>	平均新規感染者数 (報告数)/日 <sup>*4</sup>
北海道	5,304,413	133	19	266	38
青森県	1,292,709	33	5	65	10
岩手県	1,250,142	32	5	63	9
宮城県	2,303,098	58	9	116	17
秋田県	1,000,223	28	4	51	8
山形県	1,095,383	28	4	55	8
福島県	1,901,053	48	7	96	14
茨城県	2,936,184	74	11	147	21
栃木県	1,976,121	50	8	99	15
群馬県	1,981,202	50	8	100	15
埼玉県	7,377,288	185	27	369	53
千葉県	6,311,190	158	23	316	48
東京都	13,740,732	344	50	688	99
神奈川県	9,189,521	230	33	460	68
新潟県	2,259,309	57	9	113	17
富山県	1,063,293	27	4	54	8
石川県	1,145,948	29	5	58	9
福井県	788,503	20	3	40	6
山梨県	832,789	21	3	42	6
長野県	2,101,891	53	8	106	16
岐阜県	2,044,114	52	8	103	15
静岡県	3,726,537	94	14	187	27
愛知県	7,565,309	190	28	379	55
三重県	1,824,637	46	7	92	14
滋賀県	1,420,080	36	6	72	11
京都府	2,555,068	64	10	128	19
大阪府	8,848,998	222	32	443	64
兵庫県	5,570,618	140	20	279	40
奈良県	1,362,781	35	5	69	10
和歌山県	964,598	25	4	49	7
鳥取県	588,052	15	3	29	5
島根県	688,126	18	3	35	5
岡山県	1,911,722	48	7	96	14
広島県	2,838,632	71	11	142	21
山口県	1,383,079	35	5	70	10
徳島県	750,519	19	3	38	6
香川県	987,336	25	4	50	8
愛媛県	1,381,761	35	5	70	10
高知県	717,480	18	3	36	6
福岡県	5,131,305	129	19	257	37
佐賀県	828,781	21	3	42	6
長崎県	1,365,391	35	5	69	10
熊本県	1,780,079	45	7	90	13
大分県	1,160,218	30	5	59	9
宮崎県	1,103,755	28	4	56	8
鹿児島県	1,643,437	42	6	83	12
沖縄県	1,476,178	37	6	74	11

(注) 平成31年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(都道府県別)をベースに計算し、目安となる新規感染者数は単純計算値を切り上げ

- \*1 各都道府県において、感染拡大時に協力要請の基準日(新規感染者数(報告数)が10万人当たり2.5人/週を満たす日)の週平均新規感染者数
- \*2 各都道府県において、感染拡大時に協力要請の基準日(新規感染者数(報告数)が10万人当たり2.5人/週を満たす日)の過去一週間の日当たり平均新規感染者数(報告数)(+1を7日で除した数)
- \*3 各都道府県において、感染拡大時に新規感染者数(報告数)が10万人当たり5人/週を満たす日の週平均新規感染者数(報告数)
- \*4 各都道府県において、感染拡大時に新規感染者数(報告数)が10万人当たり5人/週を満たす日の直前一週間の日当たり平均新規感染者数(報告数)

(厚生労働省：新型コロナウイルス感染症の医療提供体制確保のための新たな流行シナリオ(補論)より)